

川崎市指令環境 第4号

許可番号 第05720004313号

産業廃棄物処分業許可証

住 所 横浜市鶴見区弁天町3番地1

氏 名 J & T環境 株式会社

代表取締役 長谷場 洋之 様

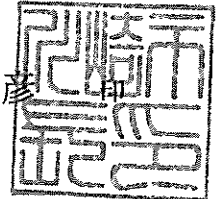
優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

令和7年4月30日

川崎市長

福田 紀彦



許可の年月日

令和4年11月1日

許可の有効期限

令和11年10月31日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎、焼却、脱水、圧縮、脱水・焼却、破碎・焼却、破碎分離、破碎分離・焼却）

(2) 産業廃棄物の種類

ア 破碎に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず

以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

イ 焼却に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃酸、(エ) 廃アルカリ、

(オ) 廃プラスチック類、(カ) 紙くず、(キ) 木くず、(ク) 繊維くず、

(ケ) 動植物性残渣、(コ) ゴムくず、(サ) 金属くず、

(シ) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

以上12種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ウ 脱水に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃油 以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

エ 圧縮に係るもの

(ア) 廃プラスチック類 以上1種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

オ 脱水・焼却に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃油 以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

カ 破碎・焼却に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃プラスチック類、(ウ) 紙くず、(エ) 木くず、

(オ) 繊維くず、(カ) ゴムくず、(キ) 金属くず、

(ク) ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

以上8種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

キ 破碎分離に係るもの

(ア) 廃プラスチック類、(イ) 金属くず

以上2種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

ク 破碎分離・焼却に係るもの

(ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃プラスチック類、(エ) 金属くず

以上4種類（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

(3) 制限

ア 破碎に係る産業廃棄物は、破碎施設No.3で処理するものに限る。

イ 破碎施設No.3に係る金属くずは、廃プラスチック類に付着したものに限る。

ウ 脱水に係る廃油は、泥状のものに限る。

エ 脱水・焼却に係る廃油は、泥状のものに限る。

オ 破碎・焼却に係る産業廃棄物のうち、破碎施設No.4で処理するものは、汚泥、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず及びガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず

ずに限る。

ただし、汚泥は容器の内容物であるものに限る。

カ 破碎分離に係る金属くず、廃プラスチック類は、スプレー缶に限る。

キ 破碎分離・焼却に係る汚泥、廃油、金属くず、廃プラスチック類は、スプレー缶に限る。

ク 圧縮に係る廃プラスチック類は、ペットボトルのラベルに限る。

- 2 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記入すること。）
別記1のとおり

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

令和4年11月1日 更新許可

令和4年11月1日 優良認定

令和6年4月12日 代表者変更

令和6年4月17日 事業計画変更（川崎市川崎区扇町5番73ほかにおける焼却施設（混合焼却及び廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず）の処理能力変更）

令和6年10月25日 事業計画変更（産業廃棄物処分施設（川崎市川崎区扇島10番）の廃止に伴い破碎施設No.2、圧縮固化施設No.1、No.2の廃止）

令和7年4月1日 変更許可（川崎区水江町699番地38ほかにおける圧縮施設の追加及び圧縮処理の追加）

令和7年4月1日 事業計画変更（川崎区水江町699番地38ほかの事業用地面積変更）

規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

川崎

COPY

別記 1

(1) 事業の用に供する施設

施設の種類及び設置年月日	処理能力	所在地
ア 圧縮施設 (圧縮施設) (設置年月日 令和 7 年 3 月 7 日)	29.9 t/日 (廃プラスチック類)	川崎市川崎区水江町 699番地38ほか (12286 m ²)
イ 破碎施設 (破碎施設 No. 3) (設置年月日 平成 15 年 10 月 28 日) (許可年月日 平成 15 年 10 月 1 日) (許可番号 第 1133 号)	48 t/日 (廃プラスチック類、金属くず)	
ウ 破碎施設 (破碎施設 No. 4) (設置年月日 平成 17 年 12 月 28 日) (許可年月日 平成 23 年 1 月 11 日) (許可番号 第 1199 号)	100.8 t/日 (ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず) 40.8 t/日 (廃プラスチック類) 79.2 t/日 (木くず)	川崎市川崎区扇町 5 番 73 ほか (7981.7 m ²)
エ 破碎施設 (破碎施設 No. 7) (設置年月日 平成 27 年 10 月 1 日)	6.5 t/日 (汚泥、廃油、廃プラスチック類、金属くず)	
オ 焼却施設 (焼却施設) (設置年月日 平成 17 年 12 月 28 日) (許可年月日 平成 16 年 12 月 9 日) (許可番号 第 1140 号)	241.7 t/日 (混合焼却) 196.5 t/日 (汚泥) 25 m ³ /日 (廃油) 54.2 t/日 (廃プラスチック類) 209.0 t/日 (廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず)	
カ 脱水施設 (脱水施設) (設置年月日 平成 31 年 2 月 15 日) (許可年月日 平成 31 年 1 月 28 日) (許可番号 第 1237 号)	23.3 m ³ /日 (汚泥、廃油)	

(2) 施設の種類及び能力

施設の種類	処理能力	備考
圧縮施設一式	29.9 t/日	圧縮施設
破碎施設一式	48 t/日	破碎施設 No. 3
焼却施設一式	241.7 t/日	焼却施設
脱水施設一式	23.3 m ³ /日	脱水施設
脱水・焼却施設一式	23.3 m ³ /日	脱水施設、焼却施設
破碎・焼却施設一式	100.8 t/日	破碎施設 No. 4、焼却施設
破碎分離施設一式	6.5 t/日	破碎施設 No. 7
破碎分離・焼却施設一式	6.5 t/日	破碎施設 No. 7、焼却施設